○財務省・内閣府告示第六号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十三条の四第一項の規定に基づき、認定特定海外事業促進業務指針を次のように定めたので、同項の規定に基づき、これを公表する。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

認定特定海外事業促進業務指針

株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）が認定特定海外事業促進業務を行うに当たって従うべき指針は、次のとおりとする。

一　認定特定海外事業促進業務に係る資金の貸付け又は出資（以下「出資等」という。）を行うに当たって従うべき基準

会社の認定特定海外事業促進業務においては、主務大臣が特定海外事業の認定を行うに際し必要な情報の提供を行い、主務大臣によって認定された特定海外事業者に対して出資等を行うこととされている。これらの業務は、以下を適切に踏まえた上で行うこととする。

⑴　政策的必要性

会社は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和四年法律第四十三号。以下「推進法」という。）及び「株式会社国際協力銀行法」（平成二十三年法律第三十九号。以下「国際協力銀行法」という。）に基づき、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」（令和四年九月三十日閣議決定）及び「特定海外事業の促進に関する基本指針」（令和八年九月十一日閣議決定。以下「基本指針」という。）を踏まえ、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に寄与する観点から、認定特定海外事業の実施を支援する業務を行うこと。

⑵　主務大臣に対する情報の提供に当たって留意すべき事項

①　推進法第八十五条の三第五項及び国際協力銀行法第十一条第一項第九号の規定に基づき、主務大臣の求めに応じて必要な情報の提供を行うに当たっては、推進法に基づく認定基準や基本指針の内容を踏まえ、特定海外事業計画について、その評価に必要な情報を入手した上で、当該事業の実現可能性や収益性等の評価を行うこと。

当該事業の実現可能性や収益性の評価に当たっては、特定海外事業を実施しようとする者の実績及び実施体制、当該事業に関わる技術及び市場等の動向、当該事業実施国・地域に関するリスク、事業ストラクチャー並びに資金調達計画の実現性等を精査し、事業の実現見込み及び想定されるリスク等に関する評価を行うこと。

また、当該事業の収益性や各種リスク及び民間事業者等による投資の採算性等を評価するとともに、他の支援ツールのみでは実施できず、本制度の支援がなければ実施が困難な事業かどうか、及び本制度の支援によって将来的に民間事業者等による投資の採算性が確保され、継続的に実施可能な事業とみなせるかどうかを精査すること。

その上で、本制度の支援がなければ実施が困難な事業であり、かつ、本制度の支援によって将来的に民間事業者等による投資の採算性が確保され、継続的に実施可能な事業であると認められるときは、十分な民間資金動員を行い、当該事業を実施可能とするために適切と認められる本制度による支援ツール、必要な支援額及びその他の条件等について精査し、その結果を主務大臣に情報提供すること。

このほか、環境社会配慮の確認結果等、当該事業を実施する上で必要と考えられる情報についても、主務大臣に提供すること。

②　会社は、前項の規定による情報の提供を行うに当たっては、事業の実現可能性、収益性の評価等に係る知識、経験及び専門性等を活用し、特定海外事業の関係者等と緊密な対話を行うこと等を通じて、当該特定海外事業の促進に必要な情報の収集を行い、当該情報に基づき、当該事業に係る各種リスクの的確な把握に最大限努めること。

③　また、適切と認められる本制度による支援ツール、必要な支援額その他の条件等について精査するに当たっては、国際金融機関、他国の公的金融機関、民間金融機関、事業者等の審査実務や当該対象事業に係る与信姿勢その他の対応を参照すること。

④　会社による支援額その他の条件は、対象事業の事業者の信用力及び特定海外事業に内在する固有の各種リスク等を適切に踏まえつつ、対象事業の実施に必要な民間資金の動員を行うために適切と認められる範囲において設定されるとともに、認定特定海外事業促進業務に係る勘定（以下「勘定」という。）全体における損失見込額が当該勘定に属する資本金等の範囲内となることが合理的に見込まれるものとすることが必要であるところ、こうした点を踏まえた上で、主務大臣に対して情報の提供を行うこと。

⑶　出資等を行うに当たって留意すべき事項

①　会社は、主務大臣から通知された支援ツール、支援額及びその他の条件等を記載した出資等に係る契約を認定特定海外事業者と締結し、資金拠出を行うこと。

②　会社が出資を行うに当たっては、出資先や対象事業等の性質も踏まえつつ、原則として、会社が株式の売却等により出資を終了する際の手段、時期等について、あらかじめ合理的な見立てを行うよう努めるとともに、当該情報を主務大臣に提供するものとすること。

③　会社が出資等を実施するに当たっては、主務大臣が認定特定海外事業計画の取消しを行った場合又はその変更を指示した場合であって、認定特定海外事業者が指示に従わないときには、当該出資等に係る資金の返還を直ちに求めることができるよう、出資等に係る契約において、強制期限前弁済請求権又は株式買取請求権その他の権利を確保するとともに、かかる場合には、主務大臣の指示に従い、当該強制期限前弁済請求権又は株式買取請求権等を行使するものとすること。

二　認定特定海外事業促進業務に関する財務の適正な管理

会社は、認定特定海外事業促進業務に関する財務状況を適正に管理するため、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に寄与する政策的必要性を踏まえつつ、次に掲げる事項に沿って認定特定海外事業促進業務を行うこととする。

また、これらの事項について重要な変更を行おうとする場合は、事前に主務大臣に通知することとする。

⑴　信用リスク・流動性リスク・為替リスク等の把握・対応

認定特定海外事業促進業務の対象事業の性質を踏まえ、信用リスク、流動性リスク及び為替リスクを始めとした各種リスクを適切に把握し、必要な対応を行い、当該対象事業の損失見込額を適切に算定すること。